藤沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月５日

藤沢市長

鈴　　木　　恒　　夫

藤沢市規則第９０号

藤沢市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成９年藤沢市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「学生である者が通学のために」を「学生（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校又は市長が認める教育施設に通学する者をいう。）として」に改め、「（条例別表第２に掲げる自転車等駐車場のうち利用の種別に学生があるものに限る。）」を削る。

第４条第３項中「及び定期利用標章」を削る。

第４条第４項を次のように改める。

４　前項本文の規定により定期利用承認証の交付を受けた者は、当該定期利用承認証を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第４条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　第３項本文の規定により定期利用標章の交付を受けた者は、当該定期利用標章をその利用する自転車等に当該定期利用標章に表示された事項が見やすいようにはり付けなければならない。

第８条第１項第２号中「相当する額」の次に「（その額に１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

第９条第２項中「及び定期利用標章又は定期利用カード」を「又は定期利用カード及び定期利用標章」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第４条第２項の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。